

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月17日
【事業年度】	第45期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蔵人 金男
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045-274-5970
【事務連絡者氏名】	専務取締役 野尻 公平
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045-274-5970
【事務連絡者氏名】	専務取締役 野尻 公平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月19日に提出いたしました第45期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の記載の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、収益に応じて積極的に還元していきたいと考えております。

今後の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、今後予想される新規出店などの設備投資の原資とすることで、有効に投資してまいりたいと考えております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期につきましては、当社普通株式1株につき金5円、優先株式1株につき金1,000,000円および第2回優先株式1株につき金1,500,000円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は普通株式につき296百万円、優先株式につき30百万円および第2回優先株式につき45百万円となり、併せて371百万円となります。

（訂正後）

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、収益に応じて積極的に還元していきたいと考えております。

今後の利益につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、今後予想される新規出店などの設備投資の原資とすることで、有効に投資してまいりたいと考えております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期につきましては、平成19年6月9日定時株主総会にて決議されましたとおり、当社普通株式1株につき金5円、優先株式1株につき金1,000,000円および第2回優先株式1株につき金1,500,000円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は普通株式につき296百万円、優先株式につき30百万円および第2回優先株式につき45百万円となり、併せて371百万円となります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) <略>

(訂正後)

(1)～(5) <略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および取締役の選任決議については累積投票によらない旨定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第459条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な配当を行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項及び第324条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。